

職員の皆様へ 【変更】

『介護職員処遇改善加算』『介護職員等特定処遇改善加算』『介護職員ベースアップ等支援加算』『介護職員支援補助金』についてのお知らせします。

【介護職員処遇改善加算について】

対象者	介護職員 特別養護老人ホーム ハーモニー ハーモニーデイサービスセンター ハーモニーヘルパーステーション ハーモニー美木多、ハーモニーくすのき ハーモニープラザ
賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月
計画の内容	令和5年度、一人当たり2,000円~5,000円を目安に昇給する予定です。これらの昇給分や賞与にて支給いたします。

【介護職員等特定処遇改善加算について】

対象者	①経験・技能ある介護職員 ②他の介護職員 ③その他の職種	上記の「介護職員処遇改善加算の対象事業所」が対象になります。
賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月	
計画の内容	①経験・技能ある介護職員は、介護福祉士のうち『他法人含めた通算勤続8年以上』とする。特別処遇改善加算手当として、毎月15,300円支給とする。パートは時給36円でスタートし、プラスしていく。 ②他の介護職員は、特別処遇改善加算手当として、毎月6,300円支給とする。パートは基本、時給18円でスタートし、プラスしていく。 ③その他の職種（常勤の未宿直者は除く）は、年間の給与支給見込み440万円以下の職員に、特別処遇改善加算手当として、毎月2,700円支給とする。パートは時給9円でスタートし、プラスしていく。	

【介護職員ベースアップ等支援加算について】

対象者	①介護職員（常勤） ②他の介護職員（非常勤） ③その他の職員（年収440万円以上は対象外）	上記の「介護職員処遇改善加算の対象事業所」が対象になります。
賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月	
計画の内容	①介護職員（常勤） → 精勤手当に『+7,500円』 ②介護職員（非常勤） → 精勤手当に『+3,750円』 ③その他の職種 → 精勤手当に『+1,875円』	上記の「介護職員等特定処遇改善加算の対象事業所」が対象

【介護職員処遇改善支援補助金について】

対象者	①介護職員（常勤） ②他の介護職員（非常勤） ③その他の職員	上記の「介護職員処遇改善加算の対象事業所」が対象になります。
賃金改善実施期間	令和 6 年 2 月 ~ 令和 6 年 5 月	
計画の内容	※令和6年2月1日（3/25支給分）から開始。 ①介護職員（常勤） → 調整手当に『+4,000円』 ②介護職員（非常勤） → 精勤手当に『+2,000円』 ③その他の職種 → 精勤手当に『+1,000円』	